

大田原税務署で令和3年分の確定申告をする方へ

大田原税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を設置します。

▼期間 1月24日(月)～3月15日(火)
(土日祝日を除く)
▼受付時間 午前8時30分～午後4時(午前9時開始)
※時間前に相談受付を終了する場合があります。

▼場所 大田原税務署別館会議室

▼注意事項
○混雑緩和を図るため確定申告会場への入場には、入場時間が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場当日配布または「国税庁LINE公式アカウント」から事前に取得することができます。

○新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の相談を2月15日(火)以前でも受け付けます。

※贈与税は2月1日(火)以降、申告相談を受け付けます。

○確定申告会場に来場する際は、マスクを着用し、できる限り人数をお越しください。

○入場の際に検温を実施します。せきや発熱等の症状のある方は、入場をご遠慮いただく場合があります。

▼問合せ 大田原税務署(代表)
☎0287・22・3115



国税庁LINE公式アカウント

「障害者控除認定証」発行のご案内

障害者手帳をお持ちでない方で、次に該当する方が障害者控除を受けるためには、町で発行する「障害者控除認定書」が必要です。税の申告が必要な方は、事前に申請してください。

▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方(要支援1・2の方は除きます)

▼申請者 本人または本人を扶養申告する方

▼申請期間 1月14日(金)～3月15日(火)

▼交付手数料 無料

▼必要書類
・障害者控除対象者認定申請書
・介護保険被保険者証

・本人以外が申請する場合は、身分を証明するもの(運転免許証等)

▼注意事項
・身体障害者手帳をお持ちの方は手帳で税の申告をしてください。

・要介護認定者でも、基準により対象とならない場合があります。

・障害者控除認定証の発行には、お時間をいただきます。

▼申請・問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎6910

令和3年度国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請はお済みですか

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの場合は、国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されます。

また、学校教育法に定める大学等に在学する方で、前年所得が基準額以下の方は、猶予(先送り)申請ができます。

▼申請場所 住民生活課または大田原年金事務所

田原年金事務所
▼持ち物 年金手帳

※学生は在学証明書または学生証(裏面含む)のコピーも必要です。

▼問合せ
○住民生活課戸籍住民係
☎6908

○大田原年金事務所
☎0287・22・6311

インターネット公売を実施します

▼公売参加申込期間 1月13日(木)午後1時～2月1日(火)午後11時

▼入札期間 2月7日(月)午後1時～9日(水)午後11時

▼公売方法 KSI官公庁オークションが提供するインターネットを利用して行うせり売り

▼公売物品・見積価額
・普通自動車(日産フェアレディZ)1台

※参加条件、注意事項等は、町ホームページをご覧ください。

お問い合わせください。

▼問合せ 税務課収税係
☎6904



ホームページ